

「春の農業用水路転落事故防止強化期間」の概要について

農業用水路への転落死亡事故を防止するため、令和元年12月に策定された「富山県農業用水路安全対策ガイドライン」に基づき、ソフト対策の一環として、「農業用水路転落事故防止強化期間」を設け、危険箇所への点検と広報啓発活動を強化しています。

1 時期 年3回

春 令和8年4月20日（月）～5月20日（水）

（農作業に向けた水管理や水路補修等で農業用水路周りでの作業が増える時期）

秋 令和8年8月20日（木）～9月20日（日）

（稲刈り前の草刈りなどで、農業用水路に近づく機会が多い時期）

冬 令和7年12月1日（火）～12月31日（木）

（降雪期に入り、農業用水路付近での除雪作業により危険性が増す時期）



転落事故防止看板

2 春の強化期間の概要

(1) 農業用水路危険箇所点検

- 4月20日（月）に、土地改良区、地域住民、市町村、県、警察官が連携し、地域の農業用水路の危険箇所の点検等を実施

新川農林振興センター：入善町舟見地内

（入善署）

富山農林振興センター：富山市八町東地内

（富山中央署）

高岡農林振興センター：小矢部市金屋本江地内

（小矢部署）

砺波農林振興センター：砺波市庄川町庄地内

（砺波署）

- 必要に応じて①注意喚起看板の付替え、②危険箇所への進入を防止するための簡易な応急対策、（トラロープやチェーン等）などを実施

(2) ポスターのぼり旗の掲示など

- 「強化期間」を周知するのぼり旗を掲示
- 強化期間ポスターの掲示



富山県警察と連携した危険箇所点検

(3) メディア等を活用した広報・啓発

- 富山県ホームページ、Xによる注意喚起
- 富山県民会館、県施設におけるCM放送

(4) 関係機関等との連携

- 「安全安心」・「高齢者」・「子ども」の観点から、県の関係部局への情報共有及び関係団体への周知
- その他、県・市町村・土地改良区等でのポスター看板等の掲示 など



注意喚起チラシ



のぼり旗

4/20～5/20は「春の転落事故防止強化期間」です。用水路周りでの作業が増える時期です。慣れた場所であっても、自分は大丈夫と油断せずに、注意しましょう。



春の事故防止強化期間のポスター

【お問い合わせ先】 富山県農林水産部農村整備課 (076-444-3375)

新川農林振興センター指導課 (0765-22-9138)

富山農林振興センター指導課 (076-444-4468)

高岡農林振興センター指導課 (0766-26-8443)

砺波農林振興センター指導課 (0763-32-8125)